⑻　入札不調となった場合の取扱い　本工事の入札が不調となった場合、不調特命見積協議方式に移行する場合がある。

なお、不調特命見積協議方式とは、あらかじめ発注者の所定の手続きにおいて不調特命見積協議方式に移行することとしている工事が入札不調になった場合、「契約制限価格」を「契約目安価格」に読み替え、最低入札価格提示者などの特定の１者を協議相手として選定し、見積書の内容について確認協議を行い、見積書の内容が妥当であると認められた場合は、提示された見積価格が契約目安価格を上回った場合でも協議後の価格で契約締結するものである。

⑼　落札決定を取消した場合の措置等　申請書等に虚偽の記載をした者は、本工事の競争参加資格の確認を取り消すとともに、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づく資格登録停止を行うことがある。

また、入札者の故意又は重大な過失により入札書が無効となった場合は、当該入札者に対し、資格登録停止を行うことがある。

⑽　低入札価格調査を受けた者との契約については、契約保証金の額を請負代金額の10分の３以上とするとともに、前払金の額を請負代金額の10分の２以内とする。

なお、本措置は工事が進捗した場合の部分払の請求を妨げるものではない。

⑾　専任の主任（監理）技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、主任（監理）技術者とは別に同等以上の要件を満たす技術者の配置を求めることがある（入札説明書等参照）。

⑿　申請書等の作成及び提出に要する費用は原則として提出者の負担とする。

⒀　提出された申請書等は、原則として返却しない。

⒁　手続における交渉の有無　無

⒂　契約書作成の要否　要

⒃　本工事に直接関連する他の工事の請負契約を、本工事の請負契約の相手方と特命契約により締結する予定の有無　無

⒄　関連情報を入手するための照会窓口・手続に関する問い合わせ先は、上記４⑴に同じ。

⒅　競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる競争参加資格の認定を受けていない者も上記４⑶により申請書等を提出することができるが、入札に参加するためには、競争参加資格確認結果通知の日までに、当該資格の認定を受けていなければならない。

⒆　本工事は「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終設計変更時点で契約変更する試行工事である。

営繕費：労働者の送迎費、宿泊費、借上費（宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る。）

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事・通勤に要する費用

⒇　共同企業体（経常建設共同企業体を含む。）を構成する場合は、構成員毎に主任技術者又は監理技術者を必ず１名以上選定しなければならない。なお、工事を施工するために締結した下請契約の請負代金額（当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の総額とする。）が4,000万円以上になるときは、構成員のうち１者は監理技術者を設置しなければならない。

(21)　本工事は、競争参加資格として「配置予定の技術者等」の配置要件を設けず、契約締結後の配置要件とする工事である。

(22)　契約締結後に配置する技術者の要件　本工事に設置される主任（監理）技術者等は専任で配置しなければならない。なお、専任を要する期間は、工事現場が稼働している期間（準備工の期間を含む。）とする。

現場代理人又は主任技術者のうち、いずれかの者が従事役職にかかわらず元請としてしゅん功した次に掲げる工事経験を有すること。途中交代する場合も、同等以上の工事経験を有すること。

求める経験

鋼橋又は鋼製橋脚の新設又は補修・補強を行った工事

・工事経験について、工事のしゅん功した年度については問わない。

・特定建設工事共同企業体又は経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ実績として認める。ただし、現場代理人としての経験においては、共同企業体の形態及び出資比率にかかわらず経験として認める。

(23)　詳細は入札説明書による。

6　Summary

⑴　Official in charge of the contract of the procuring entity : Kiyohisa Kondo, Director General of Nagoya Branch, Central Nippon Expressway Company Limited.

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Seismic Retrofit of the Meiko-chuo Bridge on Isewangan Expressway.

⑷　Due date for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 4 : 00 P.M. 7 May 2019

⑸　Due date for the submission of tenders by electric bidding system : 4 : 00 P.M. 16 July 2019. (If brought with you, 4 : 00 P.M. 16 July 2019)

⑹　The language used for application and inquiry shall be Japanese

⑺　Contact point for tender documentation : Assistant Manager of Contract Team, General Affairs and Corporate Strategy Department, Nagoya Branch, Central Nippon Expressway Company Limited. 2―18―19, Nishiki, Naka-ku, Nagoya, 460―0003, Japan Tel. 052―222―1447

入札公示

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

なお、本件調達においては、以下の１⑵に示す設計業務にかかる調達手続きを一括して行うものとし、調達手続きにおいて特定した相手方と契約を各々締結します。

平成31年３月29日

東日本高速道路株式会社　関東支社

支社長　髙橋　知道

◎調達機関番号　417　◎所在地番号　11

1　業務概要

⑴　品目分類番号　42

⑵　業務名

設計業務①

東関東自動車道　二俣高架橋耐震補強設計

設計業務②

常磐自動車道 利根川橋耐震補強設計

設計業務③

常磐自動車道 那珂川橋耐震補強設計

⑶　業務箇所

①　（自）千葉県市川市原木（1.0ＫＰ）

（至）千葉県習志野市谷津（5.5ＫＰ）

②　（自）埼玉県三郷市番匠免（0.0ＫＰ）

（至）茨城県つくば市谷田部（30.2ＫＰ）

③　（自）茨城県水戸市加倉井町（82.0ＫＰ）

（至）茨城県日立市助川町（117.5ＫＰ）

⑷　業務内容

①　本業務は、東関東自動車道（湾岸市川ＩＣ～谷津船橋ＩＣ間）の二俣高架橋他４橋の耐震補強設計を行うものである。

②　本業務は、常磐自動車道（三郷ＪＣＴ～谷田部ＩＣ間）の利根川橋他４橋の耐震補強設計を行うものである。

③　本業務は、常磐自動車道（水戸ＩＣ～日立中央ＩＣ間）の那珂川橋他３橋の耐震補強設計を行うものである。

⑸　履行期間

①　契約保証取得の日の翌日から360日間

②　契約保証取得の日の翌日から390日間

③　契約保証取得の日の翌日から360日間